

令和3年3月24日
京 丹 後 市

「第二次京丹後市男女共同参画計画」デュエットプランⅡ（案）に対する意見
募集の結果

京丹後市では、「第二次京丹後市男女共同参画計画」デュエットプランⅡ（案）に対する意見の募集を、令和3年2月10日から同年3月9日まで行いました。その結果、3件のご意見を頂きましたので、その要旨と京丹後市の考え方を公表します。今後、頂いたご意見を踏まえ、「第二次京丹後市男女共同参画計画」デュエットプランⅡ（案）の改訂準備を進めていくことといたします。

1 概要

京丹後市では、第二次京丹後市男女共同参画計画の中間見直しを行うため、令和3年2月10日から同年3月9日まで意見の募集を行いました。

その結果、3件のご意見を頂きました。頂いたご意見の要旨と京丹後市の考え方は別紙のとおりです。

2 今後の予定

京丹後市では、頂いたご意見を踏まえ、3月31日を目処に「第二次京丹後市男女共同参画計画」デュエットプランⅡ（案）の改訂準備を進めていくことといたします。

【連絡先】

連絡先： 市民環境部市民課

住 所： 〒627-8567 京丹後市峰山町杉谷 889 番地

電 話： 0772-69-0210

F A X： 0772-62-6716

電子メール： shimin@city.kyotango.lg.jp

(様式3)

別紙

「第二次京丹後市男女共同参画計画」デュエットプランⅡ（案）に対する意見
とそれに対する市の考え方

(敬称等は略)

項目	意見要旨	考え方
「No.8 地域における積極的な女性の参画」について (P42)	子育て中の男性が、家で子育てにきちんと関わりながら、地域活動に参加ができるような工夫が必要である。(子育て期間中の消防団活動や地域の会合の負担軽減など)	子育て期間中の男性がしっかりと子育てに関わることは重要であり、地域とともにその活動のあり方を検討する必要があると考えます。
	地域、地区内の役員体制は今現在も男性中心である。社会進出し働く女性の意識も能力も昔とは大きく異なっている。地方創生を進めるにあたり、男女双方の視点を取り入れる企画は重要で、コミュニティの改革を実現するため、地域や地区に啓発を展開していただきたい。	男女双方の視点を取り入れた新たな地域コミュニティの実現は重要であり、そのために地域や区への啓発により意識改革を促す必要があると考えます。

意見に基づき、案は以下の内容に修正いたしました。

NO.	基本施策	担当課
8	地域における積極的な女性の参画	政策企画課
	◇男女双方の視点を取り入れることで、地域活動がより活発なものになるよう、性差に関係なく地域の誰もが活躍できる新たな地域コミュニティの実現に向けて、 <u>地域への啓発に努めます。</u> ◇ <u>子育て期間中の男性がしっかりと子育てに関われるよう、男女の地域活動のあり方を地域とともに検討します。</u>	

(敬称等は略)

項目	意見要旨	考え方
「No.26 今後の方向性」 (P48、修正後 P49)	高齢期の男女の自立した生活や社会参画を進めるにあたり、老人クラブとの連携を深め、相互協力体制をとっていただきたい。	高齢者の社会参画を進めるには、老人クラブ等との連携協力は重要であると考えます。

(様式3)

意見に基づき、案は以下の内容に修正いたしました。

NO.	基本施策		担当課
26	高齢者の生きがい活動・社会活動の推進		長寿福祉課
	今後の方向性	<p>◇高齢期の男女の自立した生活や社会参画を進めるため、<u>シルバー人材センター、老人クラブ等との連携、協力体制をとりながら、学習機会、健康教室、地域や世代間の交流等の充実を図ります。</u></p> <p>◇性別にかかわらず、それぞれの特技や能力を發揮できるように就労意欲に応じた多様な就労の機会づくりを促進します。</p>	

(敬称等は略)

項目	意見要旨	考え方
第1章 (P2～P3)	年月を「西暦年(元号年)○月」に統一	西暦と元号の併記に修正します。
京丹後市男女共同参画条例の条、項の正しい表記 (P2)	京丹後市男女共同参画条例第2条第1項	1項の前に「第」を挿入します。
③計画の位置づけ (P4)	「DV」の言葉の説明を記載	DV(ドメスティック・バイオレンス)の説明を追記します。
「ドメスティック・バイオレンス」、「DV」表記の統一 (P31, P36, P52, P55)	「ドメスティック・バイオレンス」、「DV」表記の統一	表記を統一します。(資料編の条文は除く。)
「No.10 今後の方向性」 (P43、修正後 P44)	「京都産業21」を「 <u>(公財)</u> 京都産業21」に表記変更	「公益財団法人京都産業21」に修正するとともに、「職業訓練センター」を「職業訓練法人丹後地域職業訓練協会」に修正し、法人格での表記にします。
「No.12 今後の方向性」 (P43、修正後 P44)	「No.12」の担当課に「商工振興課」を加える。	「商工振興課」を追記します。
「No.15 今後の方向性」 (P43、修正後 P45)	「No.15」の担当課に「入札契約課」を加える。	「入札契約課」を追記します。

(様式3)

意見に基づき、案は以下の内容に修正いたしました。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

1999年(平成11年)6月に公布・施行された「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会の実現を、「21世紀のわが国の社会を決定する最重要課題の一つ」として位置づけました。

これを受けて、本市では、2006年(平成18年)3月に、市における男女共同参画の方向性を示した「京丹后市男女共同参画計画デュエットプラン21」を策定し、男女がともに輝き、個性と能力を十分に発揮することができるまちをめざして取組みを進めてきました。その後、社会情勢の変化や施策の推進状況等を踏まえ、2010年(平成22年)に中間見直しを行い、この中間見直しに合わせ、男女共同参画の基本理念や、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにし、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めた「京丹后市男女共同参画条例」を制定し、2011年(平成23年)7月に施行しました。

2016年(平成28年)3月には、「第二次京丹后市男女共同参画計画 デュエットプランⅡ」を策定し、男女共同参画を一層推進するための取組みを進めてきました。このたび策定から5年が経過し、社会情勢の変化や進捗状況に応じた計画の見直しを行いましたので、継続性を維持しつつ総合的かつ効果的に施策を推進していきます。

男女共同参画とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(京丹后市男女共同参画条例第2条第1項)

2 計画策定の背景

古代丹後では、女性首長墓系列の大谷古墳（大宮町）にみられるように、全国でも数少ない女性を中心とした地域社会が形成されていました。また、近世から現代にかけては、女性が基盤産業である丹後ちりめんの担い手となるなど、地域社会において重要な役割を果たしてきました。このような歴史的背景のある丹後地域で、2004年（平成16年）4月に京丹後市は誕生しました。本市を取り巻く状況としては、総人口の減少や、少子高齢化の進行等があげられます。特に高齢化は顕著で、2010年（平成22年）の国勢調査結果によると老年人口は30.9%に達しています。また、全国や京都府と比較して働く女性の割合が高いこと、出産・育児後の世代でもその労働力率が高いこと等の特徴があります。

このような特徴は、2015年（平成27年）の国勢調査でも変わっていません。同年に国連で採択された、持続可能な世界を実現するための国際社会全体の目標であるSDGsを達成するためにも、男女共同参画・女性活躍が分野横断的な価値として不可欠とされており、本市の活力ある未来を拓く上でも男性も女性も、仕事と家庭生活を両立しながら安心して暮らすことができ、それぞれの力を十分に発揮できるまちづくりを実現することは、重要な課題といえます。

3 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定められた「市町村男女共同参画計画」にあたり、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び京都府の「KYOのあけぼのプラン（第3次）」を勘案して策定したものです。また、「京丹後市男女共同参画条例」第11条に基づき、本市が男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画です。

また、基本方針4「人権が尊重される安心安全なまちづくり」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV[※]防止法）」第2条の3、第3項に規定されている「市町村基本計画」（京丹後市DV防止基本計画）として位置づけます。

さらに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に規定されている「市町村推進計画」（京丹後市女性活躍推進計画）として位置づけます。

なお、「第2次京丹後市総合計画」を最上位計画として、福祉・教育・市民生活等各個別計画との整合を図り、男女共同参画を推進するための視点から策定します。

※DV（ドメスティック・バイオレンス）：配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力（以下「DV」と表記）

3 第1次計画の取組み状況

(1) 重点目標の達成状況

平成27年度を目標として設定した目標値と、平成26年度に把握した実績値を比較し、達成度を確認しました。評価の基準は次のとおりです。

<評価基準>

- A…平成26年度の実績が目標値を達成している
- B…目標達成には至らなかったが、改善している
- C…平成17年度時点の実績値と変化がない
- D…平成17年度時点から後退している

基本方向	基本目標	No.	評価指標	実績値		目標値	評価結果
				平成17年度	平成26年度	平成27年度	
男女がともに参画するまちづくり	ともに つくるまち	1	男女いずれかの職員比率が80%を超えた行政部局の解消(部単位・正職員)	8部局	8部局	7部局	C
		2	管理職への女性登用促進(市職員)	28.4%	29.7%	30.0%以上	B
		3	審議会等における女性委員比率	40.4%	25.7%	50.0%	D
		4	京丹後市女性センター活用の充実	月6回 (平成23年度)	月1.8回	月2回	D
	働く ともに まち	5	家族経営協定の締結農家数	5戸 (平成16年度)	9戸	13戸	B
		6	就業者※における家事従事時間の男女格差 (※アンケート調査記入者の平均。0時間や無回答は除く。ここでいう就業者は学生、家事専業、無職以外を選択した者。)	1時間42分 (平成22年度)	1時間51分	1時間	D
	暮らし を高めあ うまち	7	就業支援講座の開催	-	年1回	年4回	B
		8	再就職・起業相談会の開催	-	年25回	年6回	A
		9	女性団体ネットワーク加入団体	-	10団体	20団体	B
	暮らし を楽しめ るまち	10	育児・介護休業取得状況の調査把握	-	実施	実施	A
人権の 尊重と、あ らゆる暴 力の根絶		11	女性相談の充実	月1回	月3回※	週1回	B
	12	女性問題アドバイザー養成講座修了者のアドバイザー登録者数	25人	11人	20人	D	
	13	DVを経験した市民のうち、どこに相談したらよいかわからなかった市民の割合(住民意識調査結果)	15.3% (平成16年度)	13.6%	0.0%	B	

※平成26年度からは女性問題アドバイザーによる電話相談も集計。

第1次計画基本方向	人権の尊重と、あらゆる暴力の根絶
<p data-bbox="252 304 536 349">現 状</p> <p data-bbox="252 353 456 389">【アンケート調査】</p> <ul data-bbox="252 394 1348 618" style="list-style-type: none">○配偶者からの身体的・心理的暴力については、女性で9.3%、男性で2.0%が経験者となっています。○被害を受けても何もしなかった人が多くなっています。○相談機関や保護施設の整備・拡充を必要とする女性が多くなっています。○DVを経験した市民のうち、どこに相談したらよいかわからなかった市民の割合が1割以上となっています。 <p data-bbox="252 631 619 667">【達成評価C以下の重点目標】</p> <ul data-bbox="252 672 1059 707" style="list-style-type: none">○女性問題アドバイザー養成講座修了者のアドバイザー登録者数 <p data-bbox="252 730 536 775">課 題</p> <p data-bbox="252 779 734 815">【あらゆる暴力の早期発見と被害者支援】</p> <ul data-bbox="252 819 1348 1155" style="list-style-type: none">○配偶者や恋人からの暴力(DV、デートDV)等は、家庭内の問題、男女間の個人的な問題であると捉えがちであり、周囲が気がつかないうちに、被害が深刻化しやすい傾向にあります。○「どこに相談すればよいかわからない」という人が多く、誰にも相談できずに、被害が潜在化しやすくなっています。○若年層に対し、DVに対する正しい知識を持つこと、適切な対応を図ることを周知啓発し、あらゆる暴力を未然に防ぐための取り組みが必要です。○市単独での対応が困難な場合等、府や近隣市町、関係機関と連携を図りながら、被害者の早期発見・支援に取り組むことが重要です。	
国の流れ・全国的な傾向	
<p data-bbox="252 1263 734 1299">【あらゆる暴力の早期発見と被害者支援】</p> <ul data-bbox="252 1303 1348 1370" style="list-style-type: none">○配偶者間だけでなく、婚姻関係のない交際相手からの暴力への対処と被害者保護○児童虐待を含む家庭内暴力への対処と、DV家庭で育つ子どもへの支援	

第2次計画 基本方針4 人権が尊重される安心安全なまちづくり

(様式3)

NO.	基本施策		担当課
35	今後の方向性	相談体制の充実と被害者支援	
		<ul style="list-style-type: none"> ◇府、警察等関係機関との連携を強化し、潜在的ケースも含めた問題の早期発見や、被害者へのケースに応じた迅速な対応に努めます。 ◇被害者の自立支援に向け、関係機関と連携し、犯罪被害者支援に努めます。 ◇関係機関と連携し、男性でも相談しやすい環境の整備・啓発に努めます。 ◇国や京都府と連携し、加害者更生支援について啓発に努めます。 	市民課
		<ul style="list-style-type: none"> ◇女性相談や女性電話相談等を通して、<u>DV</u>の悩みを持つ市民の心のケアに努めます。 ◇DVがある家庭の子どもの状況把握に努め、必要に応じて関係機関への情報提供を行い支援につなげます。 	市民課 子ども未来課

基本方針4 人権が尊重される安心安全なまちづくり

NO.	指標	策定時	現状値	目標値
	内容	平成26年度	令和元年度	令和7年度
24	DVを経験した市民のうち、どこに相談したらよいかわからなかった市民の割合(住民意識調査結果) 【市民課】	13.6%	—	0.0%

NO.	基本施策		担当課
10	今後の方向性	女性の能力開発とリーダー育成	
		<ul style="list-style-type: none"> ◆公益財団法人京都産業 21 北部支援センター、<u>職業訓練法人丹後地域職業訓練協会</u>等と連携し、女性の就業、再就職を支援するため、技術や能力向上が図れる学習・研修機会の充実に努めます。 	商工振興課
		<ul style="list-style-type: none"> ◆女性リーダー育成セミナー等への参加を促進するため、関係団体等と連携して積極的な広報に努めます。 	市民課
		<ul style="list-style-type: none"> ◆府や近隣市町、関係各課と連携して、学校教育の場を通じた効果的なキャリア教育の実施方法について検討を進めます。 	市民課 学校教育課

(様式3)

NO.	基本施策	担当課
12	雇用の場における男女の均等な機会、待遇の推進	市民課 <u>商工振興課</u>
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none">◇女性が出産・育児後等に職場復帰しやすい環境づくりを進めるため、積極的な働きかけができるよう、啓発に努めます。◇企業への男女雇用機会均等法や労働基準法等の周知、育児・介護休業法の普及啓発等を進め、労働環境の改善を促進します。◇市内の事業所等に対し、「女性活躍推進法」に定められた「一般事業主行動計画」を策定するよう、啓発に努めます。	

NO.	基本施策	担当課
15	女性の活躍に積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与	市民課 <u>入札契約課</u>
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none">◆女性の職業生活における活躍の推進に向けて優れた取組みを行う企業に対する表彰や、好事例の発信により、市内事業主の女性の活躍推進に向けた取組みを行います。◆府の認証制度を活用し、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組む市内事業者から優先して物品を調達できる取組みの導入を検討します。	